

# 救急医療の現場を守る

近年、医師不足や医療機関へのいわゆる『コンビニ受診』などによる救急医療の現場の疲弊が、全国的に問題となっています。

今月の特集では、救急医療の仕組みや救急医療の現場からの声、夜間・休日の救急医療の負担軽減に効果的な『救急電話相談』の紹介を通して、救急医療の現場を守るためにできることを考えます。

## 救急医療の仕組み

救急医療には、比較的軽症の患者を受け入れる『初期救急』、入院・手術が必要な患者を受け入れる『第一次救急』、高度な医療が必要な重症患者を受け入れる『第二次救急』という3つの医療体制があります。

このように、患者の症状によって必要な医療を的確に提供できる

よう、対応する医療機関を分けることで、救急医療体制は保たれています。

そのため、軽症患者が、第一次・第二次救急を受診すると、本来対応すべき緊急性の高い重症患者の受診に支障をきたします。

また、重症患者が初期救急を受診した場合、十分な処置ができず、

## 夜間・休日の救急医療体制

### ①初期救急医療体制

『休日診療所子ども夜間診療所』が、夜間や休日に受診が必要な軽症患者を受け入れて対応します。(9月から場所が変わります。4ページをご覧ください。)

### ②第二次救急医療体制

深谷熊谷地区では9病院が、入院や手術が必要な重症患者を、日にちを決めて順番に受け入れて対応します。

### ③第三次救急医療体制

第二次救急では対応できない、高度な医療を必要とする重症患者を受け入れて対応します。県北では、深谷赤十字病院救命救急センターが、その役割を担います。

比較的  
症状の軽い  
患者の対応

入院・手術が  
必要な  
患者の対応

高度医療が  
必要な重症  
患者の対応

第二次・第三次救急へ搬送する間に症状が悪化してしまう危険もあります。

救急医療体制を保ち、救急医療の現場を守るためには、皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

## 負担を増す夜間・休日の医療現場

夜間・休日の救急医療の現場は、対応する医療スタッフも少なく、負担が大きくなります。そのため夜間・休日の不要不急な受診や救急要請を減らすことは、救急医療の現場を守るために不可欠です。

安な気持ちになり、すぐに病院へ行くべきか、または救急車を呼ぶべきかなど、判断に迷うこともあると思います。

救急車を正しく利用することも、救急医療の現場を守るためには欠かせません。

特に、救急隊が困っているのは、『待たずに一番に診てもらえると思う』とか『病院に行く手段がない』といった理由で救急車を要請する人が、少なからずいるということです。

救急車は台数に限りがあります。不要不急の救急

出動が増えると、救命に一刻を争う重症患者の搬送に大きな影響が出る恐れがあります。

救急医療の現場を守り、本当に必要な時に安心して救急車を利用するためにも、救急車の正しい利用にご協力をお願いします。



深谷消防署  
救急救命士  
さかまきともひろ  
酒巻智広さん

夜間や休日に体調がすぐれない...  
すぐ病院へ行くべき? 救急車を呼んだ方がいい?  
迷ったら、まず

## 『救急電話相談』へ

『救急電話相談』では、経験豊富な看護師が相談に応じ、すぐに受診すべきか、救急車を呼ぶべきかなどのアドバイスを

ほか、家庭での対処方法などをお伝えします。ぜひこの記事を切り取り、見やすいところに貼るなど、口頭から備えましょう。



## 小児救急電話相談

下記の番号に電話すると、看護師が電話に出て対応します。

シャープ

# #8000

(IP電話・ひかり電話・ダイヤル回線からは☎048-833-7911)

【相談時間】月～土曜日:午後7時～翌日午前7時  
日曜日・祝日・年末年始:午前7時～翌日午前7時

## 大人の救急電話相談

下記の番号に電話すると音声アナウンスが流れますので、ボタン『1』を押してください。『大人の救急電話相談』につながり、看護師が電話に出て対応します。

シャープ

# #7000

(ダイヤル回線・IP電話・PHSからは☎048-824-4199)

【相談時間】月～土曜日:午後6時30分～午後10時30分  
日曜日・祝日・年末年始:午前9時～午後10時30分

切り取り線

切り取り線



## 救急医療を守るために必要なこと

最も症状の重い患者を受け入れる第三次救急医療機関の深谷赤十字病院。その使命を果たすため、そして救急医療を守るために必要なことを、第2救急部長の金子直之医師にお話いただきました。



深谷赤十字病院  
第2救急部長  
金子直之医師

**三次救急患者以外が約半数を占める**

県北地域で唯一、三次救急医療を担うのが深谷赤十字病院救命救急センターです。昨年の時間外受診者数は約9000人、救急車搬送数は約3300件で、うち35%は初期、15%は二次の救急患者と、三次救急以外が約半数を占めます。

**三次救急の使命を果たすために**

当院が三次救急の使命を果たすには、救急医療を担う各病院が、それぞれの役割や区分を守ることが必要です。三次救急患者を初期救急が診察することはできませんが、逆に三次救急には多くの人が殺到する危険があります。これにより、本来の使命に支障があつてはなりません。

病院は、医師をはじめ全ての職種で人力に限りがあります。そして、三次救急患者は重症のため一人の治療に多くの人力と時間を要します。救急患者の殺到は、医療者の疲弊を招き、医療崩壊の危機につながります。

**救急医療を守るために**

医療崩壊を防ぎ、救急医療を守るためには、主に、初期・二次救急医療の充実や救急隊による適切な搬送先選定、救急車の適正利用や、コンビニ受診を控えることが重要です。

受診すべきか迷う場合は、救急電話相談や消防署、あるいは病院に問い合わせてください。その際に、遠方の病院受診を勧められても、それが救急医療体制であることを理解してください。

また、高齢者施設では重症が発生する率が高いけれど、必ずしも高度救急医療を要するとは限りません。急変時の対応を、施設はあらかじめ家族と話し合つて方針を決め、職員間で周知徹底しておいてください。



## 救急医療の現場を支える医師にお話を伺いました

**夜間に多い発熱の受診**

深谷寄居医師会では、『休日診療所』と『こども夜間診療所』を運営し、休日や土日の夜間などの休診時間帯に、軽症患者の診療を行っています。

夜間は特に、発熱した子どもの受診が多いですが、市内に小児科の医師は少なく、必ず小児科の医師が対応できるわけではありません。専門医の診療を受けるためにも、できる限り掛かりつけ医の診療時間内に、受診してほしいと思います。

**『家で安静』のほうが良い場合も**

熱は、午後から夜間にかけて上がることも多く、夜間に高熱になると心配になる気持ちはわかります。子どものことなら、親としてなおさら心配でしょう。けれど、



深谷寄居医師会  
会長  
緒方伸男医師

「早め早めの対応」をぜひ心掛けてください。それが一番自分の体に負担を掛けずに済み、救急医療体制を守ることにつながります。

### 深谷の医療を支える医師の確保

先を見据えた対策

市では、将来の地域医療を担う医師を確保するため、深谷市医師育成奨学金貸与制度を設け、平成23年度から27年度まで奨学生の募集を行いました。(募集は終了しました)

この制度は、医師を目指す大学受験者を対象に、大学医学部の学費を市が全額貸与するもので、卒業後に、地域医療の中核であり県北唯一の救命救急センターがある深谷赤十字病院へ、医師として勤務することが条件です。一定期間勤務をすると奨学金の返還が全額免除になります。

現在、9人の奨学生がこの制度を利用し、医師を目指しています。

これからも市では地域医療や救急医療の充実に努めます。

## 救急医療の現場を守るために

救急医療の現場を守るためには、救急車の適正利用、コンビニ受診を控える、救急電話相談の活用など、私たちにできることもたくさんあります。

また市でも、救急医療体制を守るために、財政支援をはじめ、さまざまな取り組みを行っています。

**【市の主な取り組み】**

- 救急医療体制への財政支援
  - 病院群輪番制病院運営費補助金など 1億902万円(平成27年度)
- 救急医療に関する知識の普及啓発
  - 医療講演会の実施
- 救急救命士の養成
  - 深谷市消防本部には、県北地域で最も多い60人の救急救命士が所属
- 深谷の医療を支える医師の確保
  - 深谷市医師育成奨学金貸与制度など 1億4,212万円(平成23～27年度合計)

## 休日診療所こども夜間診療所が国済寺地内に移転します

診療開始は9月3日(土)から

問い合わせ 保健センター ☎575-1101

『休日診療所こども夜間診療所』が下記のとおり移転します。また、常盤町地内にある『深谷市休日急患診療所・こども夜間診療所』は、8月28日(日)が最終の診療日となります。

なお、診療日・時間、電話番号に変更はありません。

▲休日診療所こども夜間診療所の完成イメージ

▲移転後の休日診療所こども夜間診療所の案内図。建物の2階には、深谷寄居医師会館(事務局)と大里広域地域包括支援センター医師会なごみがあります。

■住所 国済寺319-3(桜ヶ丘病院の東側)  
 ■電話番号 573-7723(変更ありません)  
 ■診療開始 9月3日(土)から  
 ■診療日と診療時間

**休日診療所(内科・小児科)**

- 診療日=日曜日・祝日・12月31日～1月3日
- 診療時間=午前9時～正午(受け付けは午前11時30分まで)、午後2時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)

**こども夜間診療所(小児科・内科(子ども))**

- 診療日=土曜日・日曜日・祝日・12月31日～1月3日
- 診療時間=午後7時～午後10時(受け付けは午後9時30分まで)